

「新しいオペレーション（例）」

全国介護付きホーム協会（介ホ協）では、緊急事態宣言解除後も新型コロナウイルスと上手に付き合っていかなければいけないと考えています。そのためのいくつかホームでの取り組みをご紹介します。それぞれのホームによって、規模や環境、建物、入居者の状況、運営方針等の違いがあると思いますので、各ホームの実情に合った方法を選択するための参考になればと思います。

新型コロナウイルスを必要以上に恐れることはないと思いますが、安易に対応してもいけないと思います。長い付き合いになるとしますので、入居者や家族、職員とでもストレスが溜まり過ぎず、また安全を確保しながら楽しい介護付きホームでの生活を送って頂けるように対応していきましょう。

基本的にはインフルエンザ対策としても実施する標準予防策（スタンダード・プリコーション）と社会的距離（ソーシャルディスタンス）を守り、3密を避けるようにしましょう。

○基本的な考え方

①標準予防策（スタンダード・プリコーション）

手洗い、マスク着用、手袋着用、消毒

②社会的距離（ソーシャルディスタンス）

最低1m以上、できるだけ2m以上間隔をあける

③3密（密閉・密集・密接）

換気をする、多数で集まらない、間近で会話しない

○ホームでの対応例

①面会

面会については、厚生労働省の2020年10月15日付けの事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（介護保険最新情報 vol.881）に沿って対応をお願いします。

〔当協会記事〕 <https://www.kaigotsuki-home.or.jp/news/category/administration/2020/2193>

（介護保険最新情報 Vol.881 面会部分の抜粋）

○ 面会については、感染経路の遮断という観点から、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、緊急やむを得ない場合を除き、制限すること。

○ 具体的には、地域における発生状況や都道府県等が示す対策の方針等も踏まえ、管理者が制限の程度を判断すること。

（中略）

（面会を実施する場合の留意事項）

○ 面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。

○ 面会者がのどの痛み、咳、倦怠感、下痢嗅覚・味障害等の感染症が疑われる症状を有する場合やその他体調不良を訴える場合には面会を断ること。 （続く）

「新しいオペレーション（例）」

- 面会者の氏名・来訪日時連絡先については、感染が発生した場合積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておくこと。
- 面会者は原則として以下の条件を満たす者であること。
 - ・感染者との濃厚接触者でないこと
 - ・同居家族や身近な方に、発熱咳・咽頭痛どの症状がないこと
 - ・過去2週間内に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと
 - 過去2週間以内に発熱等の症状がないこと
 - ・過去2週間以内に、政府から入国制限後の観察期を必要とされている国・地域等への渡航歴がないこと。
 - ・人数を必要最小限とすること。
- 面会者には、面会時間を通じてマスク着用、面会前後の手指消毒を求めること。
- 面会者の手指や飛沫等が入所者の目、鼻、口に触れないように配慮すること。
- 寝たきりや看取り期以外の場合は居室での面会は避け、換気可能な別室で行うこと。
- 面会場所での飲食は可能な限り控えること。大声での会話は控えること。
- 面会者は施設内のトイレを極力使用しないようにすること。やむを得ず使用した場合はトイレのドアノブも含め清掃及び必要に応じて消毒を行うこと。
- 面会時間は必要最小限とし、1日あたりの面会回数を制限すること。
- 面会後は、必要に応じて面会者が使用した机、椅子、ドアノブ等の清掃又は消毒を行うこと。

上記のほか、予約制とし、1入居者あたりの1カ月の面会回数制限を実施する例もあります。

厚生労働省からはオンライン面会を推奨する事務連絡（5月15日、介護保険最新情報 Vol.834）も発出されています。

〔当協会記事〕 <https://www.kaigotsuki-home.or.jp/news/category/administration/2020/2085>

（参考）オンライン面会のほか、窓ガラス越しの面会等の工夫を行っているホームもあります。

オンライン面会の参考資料は以下のページも参照（有老協のページが開きます）

https://www.yurokyo.or.jp/news_detail.php?c=&sc=&id=2777

②外出

- ・ 不要不急の外出は避ける。
- ・ 流行地域への外出は避ける。
- ・ 外出時はマスクを着用し、ホームに戻った後は手洗い（手指消毒）をする。
- ・ 複数での外出は自粛する。

③外泊

- ・ 不要不急の外泊は避ける。

「新しいオペレーション（例）」

- 流行地域への外泊は避ける。
- 行き先、期間、連絡先を確認する。
- 接触記録を残す。

④業者の対応

- 原則、入館せずに玄関や搬入口で対応する。
- 発熱、咽頭痛などの風邪様症状または味覚・嗅覚の異常等がある場合は入館をお断りする。
- 入館する場合は、手洗い（手指消毒）、マスクの着用、検温を実施してもらう。

⑤職員

- 発熱、咽頭痛などの風邪様症状または味覚・嗅覚の異常等がある場合は感染防止のために無理をせず、管理者に連絡をして休む。
- 出勤してきたら、手洗い（手指消毒）、マスクの着用を実施する。
- 介助をする際は密接になることが多いのでマスク・手袋を着用する。
- 休憩中に同僚間で飛沫感染や接触感染する可能性があるので、席の配置など3密に注意する。

⑥食事

- 食事前に、手洗い（手指消毒）を行う。
- 換気に気をつける。
- できるだけ密接にならないように席の配置に配慮する。

⑦退院時、新規入居時

- （再）入居時に健康確認を行う。
- （再）入居後、一定期間（1～2週間）は居室で生活してもらう。
- （再）入居後、一定期間（1～2週間）は毎日検温と健康チェックを行う。